

平成22年11月16日

国土交通省河川局

## 今後のダム事業の検証の進め方について

1. これまでの経緯

これまで「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、治水対策のあり方について検討を進めてきております。

昨年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を発足し、12回にわたる討議を経て「中間とりまとめ」が本年9月27日にまとめられました。

これを踏まえて、28日に、検討主体（関係各地方整備局等、水資源機構、関係各道府県）に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行い、同日付けで、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知しました。

2. 予断なき検証に向けた対応強化について

今後、全国のダム事業について検証が本格的に進んでいくことから、予断なく検討が進められるよう、次のとおり照会窓口の設置と検討主体からの報告体制の整備を行い、検証の趣旨の徹底と透明性の確保を図ります。

（1）照会窓口の設置

国土交通本省（河川局河川計画課）に窓口を設置し、検討の過程で検討主体からの検討の手順や手法に関する質問を受け付け、有識者会議の御意見をお聴きして回答し、結果をホームページで公表する。

（2）検討主体からの報告体制の整備

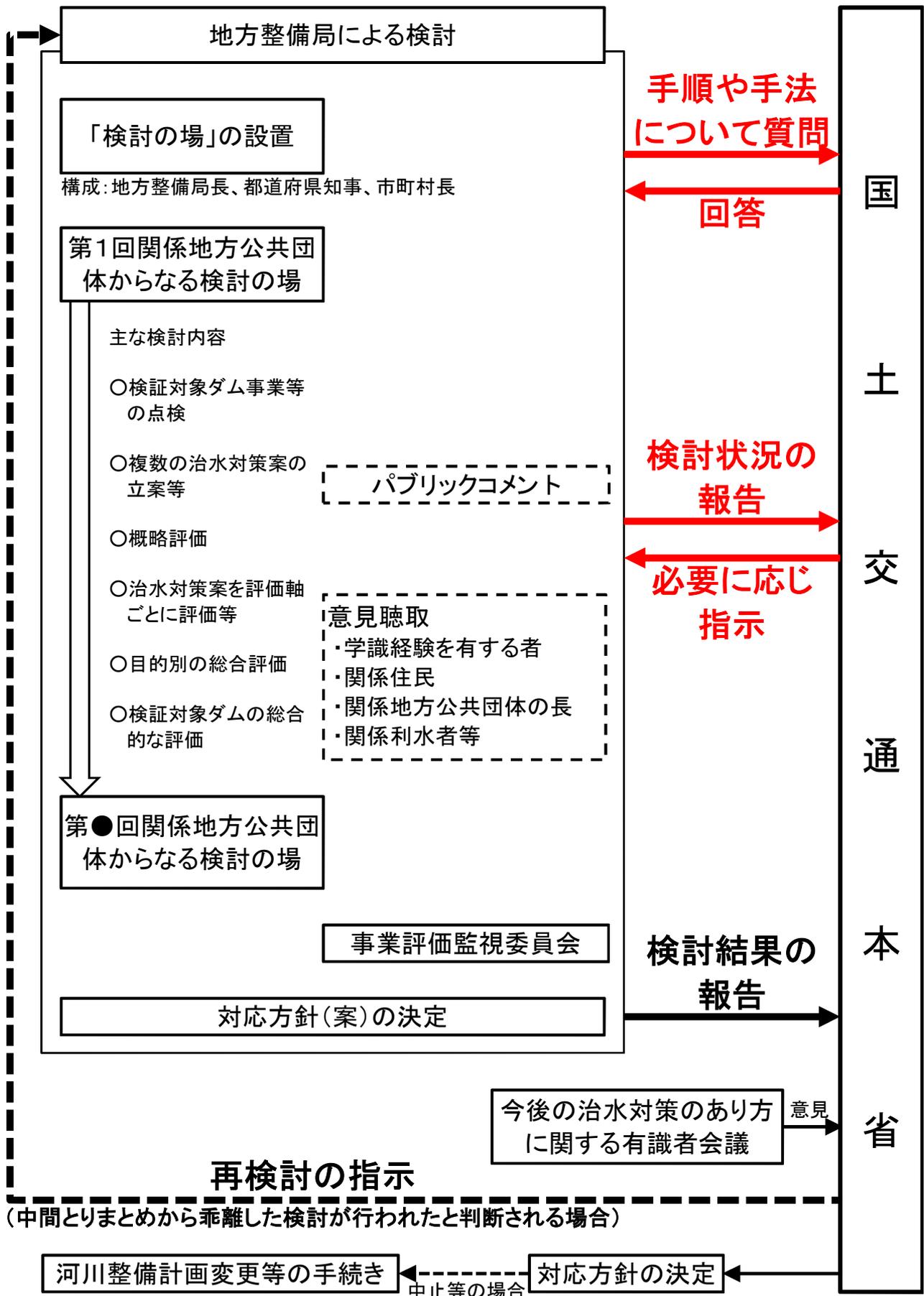
国土交通本省は、各地方整備局等及び水資源機構の検討状況について、随時、報告を求めてチェックを行い、継続を前提とした検討が行われている懸念がある場合等には、是正の指示を行うとともに、報告や指示の内容をホームページで公表する。

（問い合わせ先）国土交通省河川局河川計画課

河川計画調整室長	とまり 泊	ひろし 宏	（内線：35361）
課長補佐	ふなはし 舟橋	やよい 弥生	（内線：35372）

（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8445

# 検証プロセスのイメージ(直轄ダムの場合)



【参考】

参考資料5

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要

第1章 今後の治水対策の方向性

- 1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化
- 1. 2 治水目標と河川整備の進め方
- 1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方
- 1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方
- 1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上

第2章 個別ダム検証の理念

- 2. 1 検証の背景
- 2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

第3章  
3.2

国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請

検討主体による個別ダムの検証に係る検討

目的別の検討

(洪水調節の例)

第5章 複数の治水対策案の立案

- ダム案とダム以外の案を立案する
- 各治水対策案は、河川を中心とした対策に加え流域を中心とした対策を含めて様々な方策を組み合わせて立案する
- ※中間とりまとめでは26の方策(ダム、遊水地、雨水貯留・浸透施設、霞堤等)を提示

治水対策案が多い場合

第6章 概略評価による治水対策案の抽出

2~5案程度に抽出

第7章 治水対策案を評価軸ごとに評価

- 治水対策案を環境への影響などの様々な評価軸で検討する
- ※中間とりまとめでは7の評価軸(コスト、実現性、環境への影響等)を提示

第9章9.1 目的別の総合評価(洪水調節)

第9章9.2

検証対象ダムの総合的な評価

第3章3.5

対応方針(案)等の決定

第10章10.1

検討主体から本省への検討結果の報告

第10章10.2 有識者会議の意見

第10章10.2 国土交通大臣が再検討の指示又は要請

第10章10.3 河川整備計画変更等の手続き

中止等の場合

第10章10.2 本省による対応方針の決定

第8章8.1~8.3 新規利水の観点からの検討  
第8章8.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討  
第8章8.5 その他の目的に応じた検討

- 第3章3.4 検討主体は、次のような進め方で検討を行う
- 関係地方公共団体からなる検討の場の設置
  - 情報公開、パブリックコメントの実施
  - 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

- 第3章3.5 検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)等を決定する